

○八千代市総合計画審議会条例

昭和44年10月1日

条例第37号

改正 昭和53年12月1日条例第24号

平成10年11月24日条例第34号

平成20年9月30日条例第20号

(設置)

第1条 本市に、八千代市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(任務)

第2条 審議会は、市勢の健全な発展を図るための総合計画について、市長の諮問に応じ調査審議して答申する。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民 3人以内
- (2) 学識経験者 6人以内
- (3) 関係行政機関の職員及び公共的団体を代表する者 11人以内

2 委員の任期は、2年とする。

3 委員の欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(昭53条例24・平10条例34・平20条例20・一部改正)

(会長および副会長)

第4条 審議会に会長および副会長各1人を置き委員の互選によって定める。

2 会長は会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議の招集)

第5条 審議会の会議は、市長の諮問に応じ会長が招集する。

(会議)

第6条 会長は、会議の議長となる。

2 会議は、過半数の委員が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(平10条例34・一部改正)

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、市長の定める機関において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し、必要な事項は、審議会が市長の同意を得て別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和53年条例第24号）

この条例は、昭和54年2月1日から施行する。

附 則（平成10年条例第34号）

この条例は、平成11年1月15日から施行する。

附 則（平成20年条例第20号）

この条例は、平成21年1月15日から施行する。